

# **GX 実現に向けた実行フェーズへの政策実装**

**～GX 実現の裏付けとなる予算措置～**

令和7年8月12日

自然エネルギー協議会

# GX 実現に向けた実行フェーズへの政策実装

## ～GX 実現の裏付けとなる予算措置～

---

世界規模で異常気象が頻発する中、気候変動問題は回避できない人類共通の課題である。我が国においても、2050年カーボンニュートラルの実現を国際公約として掲げ、その達成に向けて強い決意を示している。

こうした中、昨年度には「エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」、「GX2040ビジョン」が決定され、2040年に向けての道筋が示された。

エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーを「主力電源」として明確に位置付け、GX2040ビジョンでは、地域主導による GX 産業立地の形成が掲げられ、地方に偏在する再生可能エネルギーを活用し、近傍にデータセンター等の集積を促進する方向性が示された。また、「再エネ海域利用法」の改正により、洋上風力発電の対象海域を排他的経済水域まで拡大することが目指されており、今後は浮体式洋上風力の本格導入が期待されている。

一方で、我が国はエネルギー自給率が低く、依然として海外の化石燃料に大きく依存している。2023年度の化石燃料輸入額は約26兆円に達し、輸出によって得た国富が流出しているのが現状である。こうした中で、エネルギー安全保障の観点からも、化石燃料依存から脱却し、再生可能エネルギーへの移行を一層加速させることが、待ったなしの状況である。また、エネルギー基本計画では、DX・GX の進展に伴い、国内の電力需要が約20年ぶりに増加していく見通しが明示されたが、国の有識者会合では、2040年及び2050年における需給バランスに関して、現行の政策水準では供給力が不足する可能性があるとの試算も示されており、将来的な電源確保の必要性が一層明らかとなっている。

今、カーボンニュートラル実現に向けた GX の課題は多岐にわたって山積しており、政策・制度の一層の深化と地域との連携強化が求められている。以下、我々はその実現に向け、提言を行う。

## 1. 地域脱炭素の推進について

5月に発表された「第6回脱炭素先行地域」の選定をもって累計は88件となり、政府が掲げてきた2025年までに100件という目標に見通しがつき、次回が最終回となる見込みが審査委員総評で示された。加えて、7月8日に「第7回脱炭素先行地域」の募集が発表された際、環境大臣からも今回の募集で終了する可能性について言及があった。地域の脱炭素化を途切れなく推進していくためには、自治体にとって使い勝手がよく、持続的かつ実効性のある後継制度を速やかに整備することが重要である。

- これまでの運用上の課題として、経済状況に起因するコスト増や計画進行の不確実性が顕在化していることから、複数年度にわたる使用を可能とする基金化の導入など、自治体に裁量を持たせた後継となる交付制度を早急に整備すること。また、自治体が必要とする予算額を確保すること。

自治体の脱炭素化に資する「脱炭素化推進事業債」は、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に沿って、公共施設等の脱炭素化事業に活用できる重要な制度である。

- この「脱炭素化推進事業債」(総務省事業)は、令和7年度までの事業期間とされているが、引き続き事業を継続すること。併せて、地域の実情に応じて補助裏負担金にも充当可能とするよう制度の見直しを検討すること。

## 2. 地域に根ざした税制について

地域のインフラを利用して得た利益は地域へ還元すべきことや、今後、AI・IoTなど技術の発展、官民挙げたDXを目指す政府の方針により、無人事業所の増加が確実視される。

- 企業の事務負担の簡素化を図りながら、無人の発電施設を「法人事業税」の分割基準の対象とすること。

地域との共生を前提とした再生可能エネルギー施策に関連し、法定外税の新設に向けた動きには、注目が集まっている。

- 「法定外税」については、再生可能エネルギーの普及促進や地域との共生など、幅広い観点から支援を検討すること。

## 3. 再生可能エネルギーと地域との共生について

2030年代後半以降に予想される太陽光パネルの大量廃棄問題は、国において制度化に向けた議論が進められているが、これらの課題には迅速かつ的確な対応が必要である。

- 本年度の国会で見送られた、太陽光パネルのリサイクル制度の義務化は、再生可能エネルギーと地域との共生を実現する上での喫緊の課題であり、次期国会へ上程し、早急に制度化を図ること。

地域における再生可能エネルギーの長期安定電源化に向けては、適切な再投資等を行いながら、次世代にわたって太陽光発電を自立的に地域へ定着させる役割を果たすことのできる、責任ある太陽光発電事業者の存在が必要である。

- 「長期安定適格太陽光発電事業者」の認定要件は、地域の実情も考慮した上で一層の拡充を図ること。

「地球温暖化対策推進法」では、促進区域の認定事業に対する固定資産税の軽減措置や、都道府県が市町村と共同で促進区域を策定できる仕組みの導入など、当協議会の提言が反映された。一方で、促進区域を設定する自治体に対するインセンティブは依然として不十分である。

- 「促進区域」の更なる拡充には、地域の自治体の意見を反映し、予算の措置・税の軽減に合せた地方財政措置・国の事業における優遇措置など、地域の自治体にもインセンティブを与える実効性ある制度とすること。

エネルギー基本計画で示された再生可能エネルギー導入目標を達成するためには、電源容量の増強が不可欠である。併せて、発電所の立地地域との共生や地域の理解促進も一層重要となる。今後、地域振興と理解促進の取組を通じて、再生可能エネルギーの円滑な導入が期待される。

- 「電源立地地域対策交付金」は太陽光や風力は含まれておらず、今後の脱炭素社会の実現に向け、一定規模以上の再生可能エネルギー電源を対象に交付金制度を拡充すること。

「地球温暖化対策推進法」では、都道府県等は地方公共団体実行計画に、再生可能エネルギーの目標値を定めることが義務化されたものの、FIT・FIPによらないデータが揃っていない。

- 国から計画策定や再生可能エネルギーの追加性が求められており、PPA や自家消費が増加している中、FIT・FIP 以外のデータの把握ができないことから、都道府県が漏れなく把握できるように情報を整備すること。

RE100における技術要件の改定により、令和6年1月以降、新設又は運転開始15年以内の電源からの電源調達が必要となったことから、多くの水力発電はRE100において再生可能エネルギーの対象外となり、非化石証書などの価値を得ることができないおそれがある。

- 再生可能エネルギーの主力電源化には、水力発電を始めとする既存の再生可能エネルギーの継続運営が必要不可欠であることから、RE100対象外となる15年超の施設

で発電した電力についても、環境価値が適正に評価されるよう関係各所に働きかけること。

近年、全国のバイオマス発電所において木質ペレットの自然発火や粉塵爆発が原因と疑われる火災・爆発事故が相次いで発生しているが、木質ペレット等の指定可燃物の取扱いは、消防法に基づく市町村の火災予防条例に委ねられており、電気事業法には取扱基準がない。また、事故発生時に国に対する事故報告の義務付けはあるが、地元自治体や都道府県への報告義務はない。

- 木質ペレットなどの再生資源燃料の貯留・取扱いにおける技術基準等の改正を早急に行うこと。事故発生時の事業者の対応の中に、地元の安全・安心を担保する仕組みを義務付けるよう電気事業法を改正すること。

5月に秋田県で発生した風車のブレード折損・落下事故を受け、同月、事故調査委員会体制が発足し6月に第一報が報告された。

- 今後、詳細の検証結果を早期に公表し、再生可能エネルギーの普及拡大と安全確保が調和する適切な対応を講じること。

#### **4. 系統整備とGX産業立地を通じた再エネ主力電源化の加速について**

GX2040ビジョンで示された地域主導のGX産業立地の形成に向けては、地方に偏在する再生可能エネルギー資源を活用し、データセンター等の地域分散を進める方向性が明確に示されている。これにより、脱炭素化と電力系統の安定化・効率化、地域レジリエンスの向上を同時に実現でき、地方創生にも資する。

- これらの取組を進めるには、地域を担う行政との連携が不可欠であり、脱炭素電源の整備に取り組む地方自治体に対するインセンティブとなる支援策を検討すること。

再生可能エネルギーの主力電源化に際しては、系統整備や調整力の確保等を通じて、統合コストを最小化することが求められている。

- 系統用蓄電池は、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う調整力の確保や需給バランスの安定化に加え、電力の有効利用を通じて出力抑制の緩和にも寄与する重要な手段であり、オンライン化やデマンドレスポンスと併せて、引き続き総合的な対策・支援を拡充すること。

エネルギー基本計画で示された2040年の主力電源化を着実に達成するには、将来の電源確保が不可欠である。電力需要は今後増加すると見込まれており、一方で国の有識者会合では、2040年には供給力が不足する可能性があるとの試算も示され、将来的な電源確保の重要性が改めて明らかとなっている。

- 現在、容量市場には太陽光などの再生可能エネルギーが参入できておらず、今後は蓄電池との組み合わせによる参入を可能とするよう制度の見直しを検討すること。ま

た、長期脱炭素電源オークションにおける再生可能エネルギーに対して10万kWの入札要件が設定されているが、実態に照らしても高いハードルとなっており、併せて見直すこと。

## 5. 水素と次世代太陽電池等の社会実装推進について

昨年は「水素社会推進法」の制定により低炭素水素の供給・利用促進の制度基盤が整い、脱炭素経済への政策が本格化した。また、ペロブスカイト太陽電池の2040年約20GW導入目標が設定され、本格的な社会実装に向けた動きが加速する年となった。

- 水素及びペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池の導入促進に向けては、サプライチェーンの構築、規制の整備、導入初期の市場形成を含めた統合的な政策パッケージとして、引き続き着実に推進すること。特にペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池については、設置場所の制約を克服し、壁面など新たな設置領域を切り拓く技術であることから、早期の社会実装を強力に進めること。

## 6. 洋上風力発電の導入促進について

第2ラウンド以降、ゼロプレミアム水準での入札が全体に広がり、価格点に差がつかず、事業実現性評価のみで落札が決まる構造が定着した。このため、ゼロプレミアム水準でなければ、実質的に落札が困難となる状況が生じた。こうした課題を受け、価格点差を緩和し、多様な事業者の参加を促す準プレミアム水準が新設された。

- 価格偏重の是正と併せて、非価格評価の適正化も不可欠であり、事業者選定にあたっては地域貢献を一層重視し、知事の意見をより尊重する運用を徹底すること。

再生可能エネルギーの主力電源化は、2050年のカーボンニュートラル達成に向けた重要な政策目標であり、洋上風力はその切り札と位置付けられている。利害関係者調整の負担軽減と早期の案件形成は、政策の実現に不可欠な要素となっている。

- 案件形成に向けた地域調整について、主要な利害関係者が広域に及ぶ場合には、国は主体的に取り組むこと。

本年度の国会で成立した「再エネ海域利用法」の改正は、洋上風力発電設備の設置を排他的経済水域まで拡大することを目指しており、今後は浮体式洋上風力の増加が期待される。

- 海底ケーブル等の洋上風力発電設備における固定資産税の配分方針を示すこと。また、浮体式洋上風力の技術開発とインフラ整備に対する支援を拡充すること。その上で早期の案件形成を促進するため、予見性の高い市場環境の整備等に取り組むこと。

## 7. 島嶼について

再生可能エネルギーと地域との共生は、誰一人も取り残さない理念も忘れてはならない。海洋国家の我が国は、排他的経済水域等の面積は世界で6番目の広さであり、14,125もの島嶼を保有する。島嶼は連系線も整備されていない独立系統であり、さらに燃油の高騰も加わった今こそ、再生可能エネルギーの電源が期待できる。

- 海外の島嶼での振興策・税制を参考に再生可能エネルギー普及拡大への支援を検討すること。

令和7年8月12日

自然エネルギー協議会 会長

長野県知事 阿部 守一